保護者・地域の皆様へ

学校における働き方改革を進め より良い教育を実現します！

学校の働き方改革は、子どもたちの未来を育むために教員の働く環境を見直す取組です。この取組により、教員が心身ともに健康でいきいきと子どもたちと向き合う時間を創出し、学校教育の質を高めます。

教員の働き方をご存じですか？

栃木県における教員の時間外在校等時間 ＊1 は、令和４(2022)年度に比べて、減少傾向にありますが、過労死ライン ＊2 の月80時間を超えて働いている教員もおり、深刻な状況です。
特に、中学校では、教員の約４人に１人が月80時間を超えています。

＊１　勤務時間外に、学校教育に関する業務を行っている時間
＊２　過労死の直接の原因にもなる脳疾患・心疾患、または、精神障害を発症するリスクが高まるとされる時間外労働時間の目安

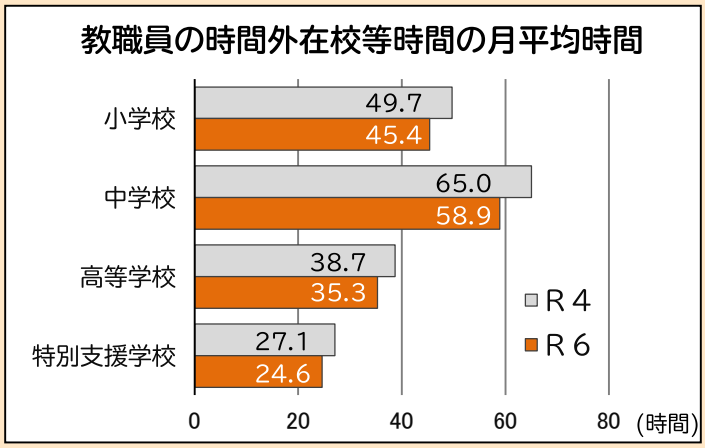

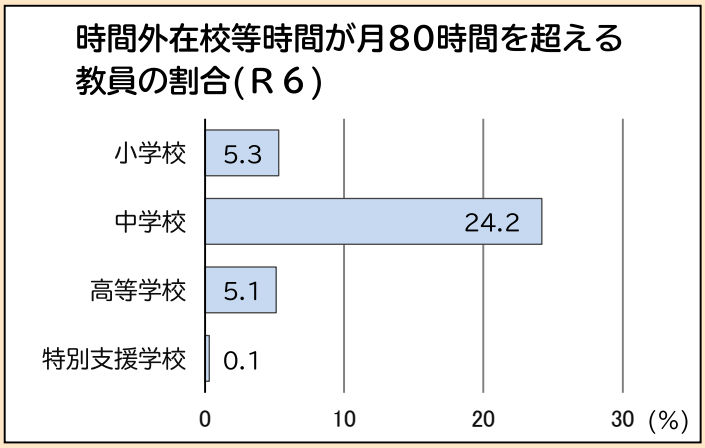

【令和６年度「学校における働き方改革推進プラン(第２期)」に基づく実態調査 （栃木県教育委員会実施）の結果】

※教員の時間外在校等時間の上限は、原則、月45時間以内、年360時間以内と定められており、国は、令和11(2029)年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としています。

学校では、優先順位を踏まえ業務の思い切った精選・見直しを進めています！

【取組例】

勤務時間の適正化

・時間外留守番電話の導入
・最終退勤時刻の設定

業務の精選・効率化

・運動会の時間短縮
・欠席連絡のデジタル化

支援スタッフの活用

・教員業務支援員による提出物の確認
・部活動指導員による対外試合の生徒引率

教育課程の見直し

・日課の変更
・登下校時刻の変更

栃木県教育委員会　栃木県市町教育委員会連合会　栃木県小学校長会　栃木県中学校長会
栃木県高等学校長会　栃木県ＰＴＡ連合会　栃木県高等学校ＰＴＡ連合会

保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いします！

今後、より一層学校における働き方改革を推進し、子どもたちへのより良い教育を実現するためには、行政や学校の取組だけでなく、学校や子どもたちに関わる全ての皆様のご理解とご協力が必要です。

勤務時間外の業務について

○教員の勤務時間は、７時間45分（休憩時間45分を除く）で、それ以外は時間外です。
（例）小・中学校　８時５分～16時35分　　高等学校　８時15分～16時45分　など
※始業・終業時刻は学校毎に異なります。

○時間外の学校への連絡や来校は、緊急時を除きご遠慮ください。
※勤務時間外は留守番電話を設定している場合があります。
※校外における事件・事故については、警察などの関係機関へご連絡ください。

○放課後や土日祝日に児童生徒が参加する地域行事などへの教員の引率依頼はご遠慮ください。

部活動の指導について

○中学校及び高校の教員が勤務時間外に行っている最も多い業務内容は部活動指導です。

	中学校	高等学校
時間外に行った業務内容の割合	①部活動指導 25.5% ②教材研究・授業準備、クラス・学年業務 16.5%	①部活動指導 19.3% ②教材研究・授業準備 19.0%

【令和６年度「学校における働き方改革推進プラン(第２期)」に基づく実態調査（栃木県教育委員会実施）の結果】

○「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」では、部活動における休養日及び活動時間について、以下のように示していますので、ご理解・ご協力をお願いします。

活動時間：長くとも平日は２時間程度、学校の休業日は３時間程度
休 養 日：週２日以上（平日は少なくとも１日、土日に少なくとも１日以上）
長期休業＊3 中は長期の休養期間（オフシーズン）を設定

＊３　夏休み、冬休みなど

※部活動は、学校教育の一環であり、生徒の心身に配慮した適切な活動時間となるよう、練習試合を増やしてほしい等、上記方針の範囲を超えた過度な要望はお控えください。

○少子化や学校規模の小規模化に伴う部活動設置数の見直しや子どもたちの多様な体験機会の確保に向けた部活動の地域移行(展開)についても、ご理解をお願いします。

学校教育活動への協力について

○学校（地域）ボランティアへのご理解と積極的なご協力をお願いします。

登下校の見守り＊4　放課後や夜間の見回り＊4　授業支援　除草作業　など

＊４　文部科学省が定める「基本的には学校以外が担うべき業務」

※各学校の学校運営協議会や学校評議員会などにおいて、保護者・地域の皆様と協議を進めていきます。